

発 八 監 第 3 3 号
令和2年11月27日

八頭町長 吉 田 英 人 様

八頭町監査委員 丸 山 長 智

八頭町監査委員 高 橋 信 一 郎

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づきその結果を次のとおり報告する。

記

1 監査の種別 定期監査

監査の期日	監査の対象	監査の範囲
令和2年10月23日(金)	保健課、総務課、男女共同参画センター、企画課、税務課	令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された財務に関する事務の執行状況
令和2年10月27日(火)	産業観光課、農業委員会事務局、上下水道課、建設課、町民課	
令和2年10月30日(金)	教育委員会事務局、地籍調査課、福祉課、人権推進課、議会事務局	

2 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務が法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、提出を求めた監査資料を検討し内容を審査したほか、各担当課長等より説明を聴取して実施した。

3 監査資料

「様式1 職員現況表・事務分掌表」、「様式2-1 令和2年度予算執行状況（歳入）」、「様式2-2 令和2年度予算執行状況（歳出）」、「様式3 令和2年度予算の充用・流用措置状況表」、「様式4 令和2年度国・県からの補助金等の歳入状況表」、「様式5 令和2年度補助金・交付金及び負担金の交付状況表」、「様式6 令和2年度工事執行状況表（工事請負金額300万円以上）」、「様式7-1 令和2年度事務事業委託契約状況表」、「様式7-2 令和2年度施設・設備等管理（保守管理）委託契約状況表」、「様式8-1 令和2年度不動産賃貸借契約状況（借受）」、「様式8-2 令和2年度不動産賃貸借契約状況（貸付）」、「様式8-3 令和2年度リース契約状況」、「様式9 令和2年度主要施策の執行状況表」、「様式10 令和2年度町税等の収入状況」、「自動車管理状況」等の提出を求めた。

4 監査の結果

① 監査の結果、業務委託契約において指摘事項に該当するものが認められた。

若桜鉄道沿線周辺景観形成委託事業として、11事業者に対し業務委託契約をしているが、実施要領は年間を通じて良好な景観を維持することを目的としているにも関わらず、7事業者については1か月未満（最短は3日間）という短期間の委託契約であることから、事業効果に継続性が見られず、当該事業の目的とする効果が期待できない内容の委託契約を締結しているものと認められる。

なお、軽微な不備事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

【監査の事項別結果】

1 予算の執行状況

予算は新型コロナウイルス感染症対策により中止となった施策はあるが、目的に従って概ね適正に執行されているものと認められた。

2 事務処理状況

- (1) 収入事務について提出資料を審査した結果、概ね適正な事務処理がされているものと認められた。
- (2) 支出事務について提出資料を審査した結果、概ね適正な事務処理がされているものと認められた。

3 補助金・交付金及び負担金の交付状況

「監査意見」に関する事項以外は、概ね適正に交付されているものと認められた。

4 工事執行状況

概ね順調に執行されているものと認められた。

- 5 事務事業委託契約状況
上記の指摘事項以外は、概ね適正に契約されているものと認められた。
- 6 施設・設備（保全管理）委託契約状況
概ね適正な委託契約がされているものと認められた。
- 7 賃貸借契約状況
取扱基準に則って順次変更契約がされているものと認められた。
- 8 主要施策の執行状況
概ね順調に執行されているものと認められた。
- 9 町税等の収入状況
概ね順調に収納されているものと認められた。
- 10 自動車の管理状況
概ね適正に管理されているものと認められた。

【監査意見】

○ 企画課

若桜鉄道沿線周辺景観形成委託事業として、11事業者に各50,000円で業務委託している。

当該事業の目的は、実施要領第1条において『四季折々に・・・良好な景観を形成し、・・・』と謳っており、年間を通じて草刈りや花を植栽して若桜鉄道沿線の景観維持を目的としているにもかかわらず、契約から事業完成までの期間が1か月以内と短期間のものが7事業者（うち1週間以内のものが2事業者）ある。

花は植栽しても観賞期間は短いほか、雑草は草刈りをしても繁茂して植栽した花の観賞が損なわれることから、1回の作業では年間を通じての景観維持はほぼ不可能である。

担当課は、実施要領の『景観を形成』という部分を重視して、1回でも景観形成すれば委託事業完了と解釈しているようであるが、『四季折々に』という言葉から、観光資源の向上を図るためには年間を通じて景観形成及び維持することが最終目的であると解すべきである。

よって、草刈り及び花の植栽が年1回のみでは一過性の効果に過ぎず、実施要領で求めている『年間を通じた維持管理』は達成されないと判断せざるを得ず、当該事業は効果を発揮しているとは言い難い。

当該事業を今後も継続するのであれば、事業の目的を達成するために委託期間の長期化及び草刈りや花の植え替えの回数を設定するなど、実施要領第4条の「事業内容」を見直す必要があると思料する。

また、遊休農地及び耕作放棄地の草刈りや花の植栽についても、実施要領において当該事業の対象としているが、当該地が中山間地域等直接支払制度の対象農地であれば、国庫補助金で景観作物を植栽している可能性もあることから、同一地で国の補助金と町の委託金を重複請求されることのないよう注意を払う必要がある。

○ 税務課

町民税の個人・法人・現年・滞納全ての徴収率は47.98%であり、前年同期47.04%に比べ、0.94ポイント上昇している。

固定資産税の税・交付金・現年・滞納全ての徴収率は66.57%であり、前年同期65.45%に比べ、1.13ポイント上昇している。

特別会計の徴収率をみると、国民健康保険税は0.82ポイント上昇、介護保険料は同率、後期高齢者医療保険料は3.01ポイント上昇している。

令和元年度に徴収専門員の1名減があったものの、徴収率は上昇しており、引き続き徴収率アップに努められたい。

○ 産業観光課

八頭町事業継続奨励金の交付対象となるものとして、『令和元年度以前から事業収入（売上等）を得ており、今後も町内で事業継続意志がある』ことが交付要件の一つであるが、令和元年度以前から営業実態が明確でない者に対し、奨励金申請時の添付書類の前年度実績で明らかに不審な点を確認できなければ、営業実態があるものとして奨励金を交付しているが、申請者の営業実態に疑念のあるものがみられる。

特に細々と営業している事業主については、近年営業を停止していることも想定されることから、便乗申請を見過ごすことがないように、審査の際には第三者からの疑念を払拭するためにも現地調査や聞き取りを行うなどの補完調査も必要である。

○ 上下水道課

簡易水道、農業集落排水及び公共下水道の3会計については、令和元年度に徴収専門員1名を配置された効果もあり、前年同期に比べ全会計における現年分及び滞納繰越分の徴収率がいずれも上昇している。